

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人岩手県ハンドボール協会定款第23条第1項第1号に規定する常務理事が、本協会の運営を適正かつ迅速に行うため、理事会を補助する機関として構成する常務理事会の運営について定める。

(構成)

第2条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事で構成する。

2 監事は常務理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(権限)

第3条 常務理事会は、次の事項を協議する。

- (1) 理事会の決議事項に関する事前審議及び意見の策定
- (2) 新規事業に関する事項
- (3) 表彰者の決定
- (4) 会長、副会長、専務理事及び常務理事が常務理事会に付議すべきと判断した事項
- (5) 上記のほか、緊急の処理が求められる事項

(開催及び定足数等)

第4条 常務理事会は会長が招集する。

2 常務理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した者がこれにあたる。

3 会長は、必要があると認めるときは、遠方あるいは緊急等の都合により、常務理事会の場に同席できない業務執行理事並びに監事のために、テレビ会議システム又は電話会議システムの方法によって常務理事会を開催することができるものとする。

(決議の方法)

第5条 常務理事会が第2条に定める決議を行う場合、決議について特別の利害関係を有する者を除く会長、副会長、専務理事及び常務理事の過半数が出席し、出席者の過半数を以て行うこととする。なお、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、決議事項につき業務執行理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が書面又は電磁的方法により同意した場合は、決議があったものとみなす。

附則 本規程は、令和7年（2025年）12月27日より施行する。